

給水装置工事基準 新旧対照表

新	旧
共通 ・ 上水道編と山間地域水道編の合体に伴う修正 ・ 所属名称の変更に伴う修正 ・ 水道行政の移管に伴う修正 ※ 軽微な修正等は掲載省略 目次 ・ 文章の修正等に伴い、適切な頁番号に修正 第1章 総則 6 給水装置システムの基準 吐水口空間図(吐水口と壁面又は越流面との空間関係図) ※ B又はDは、吐水口空間を示す。 (注)オーバーフロー管が横取出しの場合の吐水口空間の考え方は、「給水装置工事技術指針」による。	第1章 総則 6 給水装置システムの基準 吐水口空間図(吐水口と壁面又は越流面との空間関係図) ※ B又はDは、吐出空間を示す。 (注)オーバーフロー管が横取出しの場合の吐水空間の考え方は、「給水装置工事技術指針」による。

給水装置工事基準 新旧対照表

新	旧
第 2 章 特定区間の設計及び施工 〔 設 計 〕 5 特定区間の給水管の呼び径 特定区間の給水管の呼び径は、20mm、25mm、40mm、50mm、75mm、100mm、150mm、200 mmのいずれかとする。 なお、山間地域水道（以下「山間」という。）における給水管の呼び径は、原則、最大 50 mmとする。 ～以降、項目番号一つずつ繰下げ～ 8 管種の選定 (2) 布設場所の状況により、布設してはならない管種は次のとおりとする。 (削除) 直射日光を受ける箇所・・・ポリエチレン二層管の布設。 (削除) (削除) 9 止水器具及び副止水器具 (1) 特定区間の止水器具及び副止水器具の設置区分 特定区間の止水器具及び副止水器具は、給水管の呼び径に応じ、次に掲げるものを設置するものとする。	第 2 章 特定区間の設計及び施工 〔 設 計 〕 (記載なし) 7 管種の選定 (2) 布設場所の状況により、布設してはならない管種は次のとおりとする。 ア 酸性土壌又は塩水の影響を受ける箇所への鋼管、鋳鉄管の布設 イ 直射日光を受ける箇所又は高い温度の影響を受ける箇所、あるいは極めて温度の低下するところ及び液状の化学物質（ガソリン、灯油等）が浸透する恐れのある場所へのビニル管及びポリエチレン二層管の布設 ウ 軟弱地盤で重車輛の通行が頻繁な道路へのビニル管の布設 エ 電食の恐れのある箇所への金属管の布設 ただし、ア又はエにおいて、ポリエチレンスリーブ等で防食措置を講じた工法による場合、又は、鋼管等で外面に防食処理が施されたものについてはこの限りでない。 8 止水器具及び副止水器具 (1) 特定区間の止水器具及び副止水器具の設置区分 特定区間の止水器具及び副止水器具は、給水管の呼び径に応じ、次に掲げるものを設置するものとする。

給水装置工事基準 新旧対照表

新

ア 集合住宅等(直結直圧式給水)

呼び径 種 類	25mm 以下	40mm	50mm	75mm
止 水 器 具	ボール止水栓伸縮形	ソフトシール弁伸縮形		水道用仕切弁
副 止 水 器 具	設置義務なし	ソフトシール弁		水道用仕切弁

イ 集合住宅等(直結増圧式給水)

呼び径 種 類	25mm 以下	40mm	50mm	75mm
止 水 器 具	逆止弁付ボール止水栓伸縮形			水道用仕切弁
副 止 水 器 具	設置義務なし	ソフトシール弁		水道用仕切弁

ウ ア及びイ以外(一般個人住宅、受水槽式等)

呼び径 種 類	25mm 以下	40mm	50mm	75mm 以上※
止 水 器 具	逆止弁付ボール止水栓伸縮形 副栓付止水栓伸縮形（旧京北地域水道）			水道用仕切弁
副 止 水 器 具	設置義務なし	甲形止水栓 止水栓(ねじ込み式) 玉形弁(ねじ込み式) 仕切弁(ねじ込み式) ソフトシール弁		水道用仕切弁

※1 75 mm以上は水道メーターの一次側に逆流防止器具(75mm は複式逆流防止弁 I 形、100 mm 以上はスイング式逆止弁)を設置すること。

旧

ア 集合住宅等(直結直圧式給水)

呼び径 種 類	25mm 以下	40mm	50mm	75mm
止 水 器 具	ボール止水栓伸縮形	ソフトシール弁伸縮形	ソフトシール弁片フランジ伸縮形	水道用仕切弁
副 止 水 器 具	－	ソフトシール弁	ソフトシール弁	水道用仕切弁
逆 流 防 止 器 具	複式逆流防止弁 I 形	複式逆流防止弁 I 形	複式逆流防止弁 I 形	※ 複式逆流防止弁 I 形

※ 75 mmの複式逆流防止弁 I 形については、水道メーターの一次側に設置する。

イ ア以外(一般個人住宅、受水槽式、直結増圧式給水等)

呼び径 種 類	25mm 以下	40mm	50mm	75mm 以上
止 水 器 具	逆止弁付ボール止水栓伸縮形	逆止弁付ボール止水栓伸縮形	逆止弁付ボール止水栓片フランジ伸縮形	水道用仕切弁
副 止 水 器 具	－	甲形止水栓 止水栓(ねじ込み式) 玉形弁(ねじ込み式) 仕切弁(ねじ込み式) ※1 ソフトシール弁	甲形止水栓 止水栓(ねじ込み式) 玉形弁(ねじ込み式) 仕切弁(ねじ込み式) ※1 ソフトシール弁	水道用仕切弁
逆 流 防 止 器 具	－	－	－	※2 複式逆流防止弁 I 形 ※3 スイング式逆止弁

給水装置工事基準 新旧対照表

新	旧
※1 直結増圧式の場合は、ソフトシーリングのみ。 ※2 75 mmの逆流防止器具は複式逆流防止弁I形とし、水道メーターの一次側に設置する。 ※3 100 mm以上の逆流防止器具は、スイング式逆止弁とする。	
(2) 特定区間の止水器具及び副止水器具の位置 ア 給水管の横断部分に河川又は水路等が無い場合	
φ 50 mm以下 φ 75 mm以上	φ 40 mm以下 φ 50 mm
イ 給水管の横断部分に河川又は水路等有る場合	
φ 50 mm以下 φ 75 mm以上	φ 40 mm以下 φ 50 mm

給水装置工事基準 新旧対照表

新

旧

10 水道メーター

(3) 水道メーターの種類

水道メーターは口径別に次表に掲げるものとする。

呼び径 (mm)	種 類	接続方法
13	接線流羽根車単箱乾式デジタルメーター (SDJ)	ねじ接続
13	接線流羽根車単箱乾式デジタルメーター (SDJQ)	ねじ接続 (旧京北地域水道)
20～25	接線流羽根車復箱乾式デジタルメーター (DDJ)	ねじ接続
20～25	接線流羽根車復箱乾式デジタルメーター (DDJQ)	ねじ接続 (旧京北地域水道)
40	たて型軸流羽根車乾式デジタルメーター (TWDJ)	ねじ接続
40～50	たて型軸流羽根車乾式デジタルメーター (TWDJQ)	ねじ接続 (旧京北地域水道)
50～100	たて型軸流羽根車乾式デジタルメーター (TWDJ)	フランジ接続
150～200	電磁式液晶デジタルメーター (SUJ)	フランジ接続

(4) 貸付メーターの取扱い

ウ 貸付メーターの口径

住居専用の貸付メーターの口径は・・・、給水工事事務所と協議のうえ決定すること。

11 給水管の分岐

(1) 給水管が分岐できる配水管の呼び径は、300mm 以下(山間の場合は 250 mm以下)・・・でなければならない。

9 水道メーター

(3) 水道メーターの種類

水道メーターは口径別に次表に掲げるものとする。

口径 (mm)	種 類
13	接線流羽根車単箱乾式デジタルメーター (SDJ)
20～25	接線流羽根車復箱乾式デジタルメーター (DDJ)
40～100	たて型軸流羽根車乾式デジタルメーター (TWDJ)
150～200	電 磁 式 液 晶 デ ジ タ ル メ ー タ ー (SUJ)

(4) 貸付メーターの取扱い

(ウ) 貸付メーターの口径

住居専用の貸付メーターの口径は・・・、給水工事課と協議のうえ決定すること。

10 給水管の分岐

(1) 給水管が分岐できる配水管の呼び径は、300mm 以下・・・でなければならない。

給水装置工事基準 新旧対照表

給水装置工事基準 新旧対照表

新

6 水道メーターの設置

(1) 水道メーターを設置しようとする箇所には、・・・注意すること。

なお、下表の () 書きの寸法は、旧京北地域水道で使用する寸法を示す。

呼び径 (mm)	水道メーターの全長 (mm)	パッキン厚 (mm)	設置間隔 (mm)
13	114 ※ 110 (100)	4 (2×2 枚)	118 ※ 104 (104)
20	190 (190)	4 (2×2 枚)	194 (194)
25	210 (225)	4 (2×2 枚)	214 (229)
40	245 (245)	4 (2×2 枚)	249 (249)
50	575 (245)	4 (2×2 枚)	581 (249)
75	635 (-)	6 (3×2 枚)	641 (-)
100	715 (-)	6 (3×2 枚)	721 (-)
150	1,000 (-)	6 (3×2 枚)	1,006 (-)
200	1,160 (-)	6 (3×2 枚)	1,166 (-)

※13mm の下段寸法は、逆止弁付ボール止水栓伸縮形を設置する場合に適用する。

旧

6 水道メーターの設置

(1) 水道メーターを設置しようとする箇所には、・・・注意すること。

パッキン厚を含む。

水道メーターの口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
間 隔 (mm)	118 ※104	194	214	249	581	641	721	1,006	1,166

※逆止弁付ボール止水栓伸縮形 φ 13 mm には、メーターアダプターを取り付けない。

給水装置工事基準 新旧対照表

新	旧																								
(2) 水道メーターの口径に応じ、次表に掲げる水道メーターボックスを使用しなければならない。 一般個人住宅及び受水槽式の例 <table> <tr> <th>水道メーター口径 (mm)</th><th>使用すべき水道メーターボックス</th></tr> <tr> <td>13</td><td>1号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>20</td><td>2号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>25</td><td>3号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>40</td><td>特4号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>50～200</td><td>5号又は新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)</td></tr> </table> なお、3階建以上建築物の直結直圧式給水及び直結増圧式給水における水道メーターボックスの使用区分は「直結式給水施行要領」により取扱う。	水道メーター口径 (mm)	使用すべき水道メーターボックス	13	1号メーターボックス	20	2号メーターボックス	25	3号メーターボックス	40	特4号メーターボックス	50～200	5号又は新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)	(2) 水道メーターの口径に応じ、次表に掲げる水道メーターボックスを使用しなければならない。 一般個人住宅及び受水槽式の例 <table> <tr> <th>水道メーター口径 (mm)</th><th>使用すべき水道メーターボックス</th></tr> <tr> <td>13</td><td>1号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>20</td><td>2号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>25</td><td>3号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>40</td><td>特4号メーターボックス</td></tr> <tr> <td>50～200</td><td>5号メーターボックス 新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)</td></tr> </table>	水道メーター口径 (mm)	使用すべき水道メーターボックス	13	1号メーターボックス	20	2号メーターボックス	25	3号メーターボックス	40	特4号メーターボックス	50～200	5号メーターボックス 新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)
水道メーター口径 (mm)	使用すべき水道メーターボックス																								
13	1号メーターボックス																								
20	2号メーターボックス																								
25	3号メーターボックス																								
40	特4号メーターボックス																								
50～200	5号又は新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)																								
水道メーター口径 (mm)	使用すべき水道メーターボックス																								
13	1号メーターボックス																								
20	2号メーターボックス																								
25	3号メーターボックス																								
40	特4号メーターボックス																								
50～200	5号メーターボックス 新5号メーターボックス (50 mm～100 mm用)																								

給水装置工事基準 新旧対照表

新	旧
---	---